

## 鹿児島工業高等専門学校課外活動指導員選考規則

### (趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の課外活動指導員は、この規則に基づき、候補者の人格、教育業績、指導能力、課外活動業績等により選考する。

### (課外活動指導員の資格)

第2条 課外活動指導員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、高等専門学校での教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 特定の分野について、技術的な指導経験のある者
- (2) 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると校長が認めた者

### (推薦)

第3条 前条の各号のいずれかに該当する者で、採用する必要があると認められる場合には、各課外活動の顧問等から推薦書（別紙様式）により、校長に推薦するものとする。

### (選考)

第4条 課外活動指導員の選考は、学生委員会の議を経て、校長が決定するものとする。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、課外活動指導員の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成29年5月19日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

クラブ名

推薦者氏名

印

課外活動指導員の推薦について

下記の者を鹿児島工業高等専門学校課外活動指導員として推薦いたします。

記

1. 現 職

2. 氏 名

3. 推薦理由

4. 採用予定期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

添付書類

1. 経歴書